

# 茨城県報

第6084号

昭和48年1月16日

火曜日

(明治35年3月17日)  
第三種郵便物認可

## 目次

### 告示

	ページ
●療養取扱機関の申し出の受理があつたものとみなされるもの等(国民健康保険課) …	1
●助産婦の登録(医薬務課) …	2
●定款変更の認可(農地管理課) …	2
●土地改良事業の認可(4件)(〃) …	2
●土地改良区の設立認可(2件)(〃) …	3
●土地改良事業の縦覧(〃) …	4
●換地計画の縦覧(3件)(〃) …	4
●都市計画道路の変更(3件)(都市計画課) …	5
●都市計画道路の決定(〃) …	6
●事業計画の変更認可(下水道課) …	6
●道路位置の指定(建築指導課) …	6
●木材業者等の登録(県北農林事務所) …	7
(選挙管理委員会)	
●委員長の選挙の結果 …	7
(公安委員会)	
●交通規制の一部改正 …	8
●緊急自動車の指定 …	9

### 公告

●地籍調査の成果認証(農地計画課) …	9
●土地立ち入り測量(用地課) …	10
●土地区画整理事業の換地処分(都市計画課) …	11
●都市計画の図書の縦覧(〃) …	11

## 告示

### 茨城県告示第29号

下記1のものは、国民健康保険法第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申し出の受理があつたものとみなされ、並びに下記1及び2のものから国民健康保険法第37条第5項の規定により、他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申し出を受理したので、療養取扱機関の申し出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項および第2項により告示する。

昭和48年1月16日

茨城県知事 岩上二郎

記

1 療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされ、及び国民健康保険法第37条第5項の申出を受理したもの

記号番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
152.021.2	47.12.1	中郷診療所	渡辺 三郎	北茨城市中郷町石岡865	47.12.1	全国

2 すでに療養取扱機関として受理されていたが、新たに国民健康保険法第37条第5項の申出を受理したもの

記号番号	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
062.003.9	瀬端耳鼻咽喉科医院	瀬端 達一	下館市丙219	47.12.12	全国

茨城県告示第30号

保健婦助産婦看護婦法第55条の規定により次のとおり助産婦の登録をした。

昭和48年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

登録番号	種別	登録年月日	住 所	本籍	氏 名	生年月日
4502	助産婦	昭和48.1.5	水戸市北見町 6-18番地	茨城	島田 静枝	大正13.2.10

茨城県告示第31号

昭和47年11月14日付で八間堀川沿岸土地改良区から申請のあつた定款変更を昭和48年1月8日認可した。

昭和48年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第32号

昭和47年10月3日付で猿島町長木村嘉富から認可申請のあつた釜口地区土地改良事業を昭和48年1月6日付で土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第96条の2第7項の規定により公告する。

昭和48年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

**茨城県告示第33号**

昭和47年3月21日付で土浦市外十五ヶ町村土地改良区から申請のあつた羽成地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和48年1月6日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和48年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

**茨城県告示第34号**

昭和47年3月6日付で三村農業協同組合長大山久工門から認可申請のあつた水内地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和48年1月8日認可したので、同法第95条第4項の規定により公告する。

昭和48年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

**茨城県告示第35号**

昭和47年10月6日付で豊里町山下土地改良区から申請のあつた大境地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和48年1月4日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和48年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

**茨城県告示第36号**

稲敷郡牛久町大字牛久110番地に事務所を置く牛久南部土地改良区の設立を土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により昭和48年1月8日認可したから同条第3の規定により公告する。

昭和48年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

**茨城県告示第37号**

新治郡八郷町大字柿岡2009の3に事務所を置く小倉土地改良区の設立を土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により昭和48年1月8日認可したから、同条第3項の規定により公告する。

昭和48年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

**茨城県告示第38号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業については適当と決定したので、同条第6項の規定により公告し、当該事業を行なう土地改良区定款(写し)、および事業計画書(写し)を縦覧に供する。

昭和48年1月16日

茨城県知事 岩上二郎

土地改良区	実施地区	縦覧期間	縦覧の場所
新利根川土地改良区	新利根地区	昭和48年1月22日から 昭和48年2月10日まで	新利根村役場
〃	金江津地区	〃	〃
〃	来栖地区	〃	桜川村役場
〃	四箇地区	〃	〃
〃	曲淵地区	〃	東村役場

**茨城県告示第39号**

昭和47年10月21日付で認可申請のあつた沢辺土地改良区・沢辺地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第4項において準用する同法第8条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和48年1月16日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
昭和48年1月22日から昭和48年2月12日まで
- 3 縦覧の場所  
新治村役場

**茨城県告示第40号**

昭和47年10月24日付で認可申請のあつた川又土地改良区・川又(第一工区)地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第4項において準用する同法第8条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和48年1月16日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
昭和48年1月22日から昭和48年2月12日まで
- 3 縦覧の場所  
八郷町役場

茨城県告示第41号

昭和47年10月24日付で認可申請のあつた川又土地改良区・川又(第二工区)地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第4項において準用する同法第8条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和48年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
昭和48年1月22日から昭和48年2月12日まで
- 3 縦覧の場所  
八郷町役場

茨城県告示第42号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により水戸勝田都市計画道路(1, 3, 1東海駅富士山線)を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同法第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和48年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

縦覧場所 茨 城 県 庁

茨城県告示第43号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により水海道都市計画道路(3, 3, 1谷和原水海道線外8路線)を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同法第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和48年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

縦覧場所 茨 城 県 庁

**茨城県告示第44号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により研究学園都市計画道路(3, 3, 7中央通り線, 3, 3, 8学園平塚線の追加)を変更したので, 同法第20条第1項の規定により告示し, 同法第2項の規定により, 当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和48年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

縦 覧 場 所 茨 城 県 庁

---

**茨城県告示第45号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により研究学園都市計画並びに竜ヶ崎・牛久都市計画下水道(研究学園都市公共下水道)を決定したので, 同法第20条第1項の規定により告示し, 同法第2項の規定により, 当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和48年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

縦 覧 場 所 茨 城 県 庁

---

**茨城県告示第46号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので, 同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

昭和48年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 施行者の名称 那珂湊市
  - 2 都市計画事業の種類及び名称  
水戸・勝田都市計画下水道事業那珂湊下水道(万工門下水路)
  - 3 事業施行期間 昭和46年11月18日から昭和49年3月31日まで
  - 4 事業地
    - (1) 収用の部分 なし
    - (2) 使用の部分 那珂湊市字和田町6丁目, 5丁目, 4丁目, 3丁目, 2丁目, 1丁目, 辰ノ口堀川外及び小川町地先内
- 

**茨城県告示第47号**

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和48年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

A

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	48. 1. 16	鹿島郡神栖町大字平泉外12入会大野283—22	4.00	21.73
2	"	" " " 345—19	4.00	33.00

B

1	48. 1. 16	日立市城南町 2 丁目676, 679	4.00	60.75 (回転広 場付)
2	"	日立市東町 4 丁目2144—2, 2145—2	4.00	35.00

茨城県告示第48号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により、次の者を木材業者等として登録したので、同条第3項の規定により公示する。

昭和48年 1 月 16 日

茨城県県北農林事務所長 黒 岩 行 孝

第 1 種業者登録

登 録 番 号	登 録 年 月 日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代 表 者 氏 名)	商 号 (名 称)	営 業 所 又 は 工 場		業 種
					所 在 地	名 称	
北農林 第349号	昭和 47. 12. 25	水戸市緑町 3丁目9の46	川原井初男	川原井 林 業	前記に同じ	住所に同じ	素材生産

( 選 挙 管 理 委 員 会 )

茨城県選挙管理委員会告示第1号

地方自治法第187条第1項の規定により、昭和48年1月5日の選挙管理委員会において委員長の選挙を行なった結果次の者が当選した。

昭和48年 1 月 16 日

茨城県選挙管理委員会

委員長 中 島 鏡 太 郎

下館市金井町甲874番地

中 島 鏡 太 郎

(公安委員会)

茨城県公安委員会告示第2号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条第1項規定により、茨城県公安委員会が行なう交通規制(昭和45年茨城県公安委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

昭和48年1月16日

茨城県公安委員会委員長 新堀正孝

別表第3 古河警察署管内の表中17の項を次のように改める。

17	県道 (野木古河線)	古河市大字古河5606番先から同市同字4498番先まで(かもじや本店前から堀江方前まで)	約 800	終 日	大 型 (路線バスを除く)
----	---------------	--	-------	-----	------------------

同表中 20の項の次に次のように加える。

21	県道 (佐野古河線)	古河市大字古河6838番先から同市同字5288番先まで(三国橋交番前から日光屋前まで)	約 700	終 日	大 型 (路線バスを除く)
22	市道	古河市大字中田977番先から同市同字970番先まで(たかやまドライブイン前から山田留五郎方前まで)	約 50	終 日	大 型

別表第7 古河警察署管内の表中28の項を次のように改める。

28	古河市大字古河4498番先 (堀江方前交差点)	1丁目方面からの右折、野木町方面からの左折および横山町方面から栄町方面への右折を禁止	日曜祝日を除く 午前7時30分から午前8時10分まで	自動車 (二輪を除く)
		野木町方面からの直進、栄町方面からの左折および横山町方面から1丁目への右折を禁止	終 日	大 型 (路線バスを除く)

同表中 49および50の項を次のように改める。

49	古河市大字古河5606番先 (かもじや本店前交差点)	古河駅西口方面からの右折および原町方面からの直進を禁止	終 日	大 型 (路線バスを除く)
50	古河市大字古河4353番先 (岩下方前交差点)	平和台方面からの右折および鍛冶町方面からの左折を禁止	終 日	大 型 (路線バスを除く)

同表中 75の項の次に次のように加える。

76	古河市大字古河6838番先 (三国橋交番前交差点)	北川辺町方面からの左折を禁止	終 日	大 型 (路線バスを除く)
77	古河市大字古河5288番先 (日光屋前交差点)	長谷方面からの左折を禁止	終 日	大 型 (路線バスを除く)



別表第10 石岡警察署管内の表中19の項の次に次のように加える。

20	県 道 (石 岡 潮来線)	新治郡玉里村大字川中子856番の1 先から同郡同村大字栗又四箇1024番 先まで	約 1,840	終 日	車 両
----	---------------------	--	---------	-----	-----

茨城県公安委員会告示第3号

道路交通法施行令(昭和35年政令270号)第13条第1項の規定により、次のとおり緊急自動車の指定をしたので公示する。

昭和48年1月16日

茨城県公安委員会委員長 新 堀 正 孝

緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車 名・年 式	用 途	所有者又は管理者
649	茨88す 1058	ニッサン 47年	警 察 責 務 遂 行 用	茨 城 県 警 察 本 部
650	茨88す 1059	ニッサン 47年	〃	〃
651	茨88せ 1068	ニッサン 47年	〃	〃
652	茨88せ 1073	トヨタ 47年	〃	〃
653	茨88せ 1074	トヨタ 47年	〃	〃
654	茨88せ 1075	トヨタ 47年	〃	〃
655	茨88せ 1079	ニッサン 47年	〃	〃

公 告

●地籍調査の成果認証

行方郡玉造町, 西茨城郡友部町, 稲敷郡牛久町, 行方郡麻生町, 及び那珂郡緒川村における地籍調査の成果は, 国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき, 国土調査の成果として認証したから, 同法第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

昭和48年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 調査を行なった者の名称

行方郡玉造町, 西茨城郡友部町, 稲敷郡牛久町, 行方郡麻生町, 及び那珂郡緒川村

2 調査を行なった時期

行方郡玉造町大字楡木の全部, 芹沢, 若海の一部

昭和43年9月5日から昭和43年9月25日まで

西茨城郡友部町大字随分附, 柏井の各全部, 長免路, 仁古田の一部

昭和44年10月15日から昭和45年3月10日まで

西茨城郡友部町大字鯉淵，五平の全部

昭和45年11月2日から昭和46年3月10日まで  
稲敷郡牛久町大字牛久の一部，田宮の全部

昭和44年8月10日から昭和44年11月11日まで  
行方郡麻生町大字根小屋，石神の一部

昭和46年7月12日から昭和46年9月15日まで  
那珂郡緒川村大字入本郷の全部

昭和46年5月27日から昭和47年1月5日まで

3 成果の名称

行方郡玉造町の地籍図及び地籍簿

西茨城郡友部町の地籍図及び地籍簿

稲敷郡牛久町の地籍図及び地籍簿

行方郡麻生町の地籍図及び地籍簿

那珂郡緒川村の地籍図及び地籍簿

4 調査を行なった地域

行方郡玉造町大字椴木の全部，芹沢，若海の一部

西茨城郡友部町大字随分附，柏井の各全部，長免路，仁古田の各一部

西茨城郡友部町大字鯉淵，五平の全部

稲敷郡牛久町大字牛久の一部，田宮の全部

行方郡麻生町大字根小屋，石神の一部

那珂郡緒川村大字入本郷の全部

5 認証年月日

行方郡玉造町 昭和48年1月5日認証

西茨城郡友部町 昭和48年1月5日認証

西茨城郡友部町 昭和48年1月5日認証

稲敷郡牛久町 昭和48年1月5日認証

行方郡麻生町 昭和48年1月5日認証

那珂郡緒川村 昭和48年1月5日認証

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので，同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和48年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 県道土浦境線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

岩井市大字半谷字1番縄, 字3番縄, 字4番縄, 字5番縄, 字6番縄, 字13番縄及び字14番縄  
地内

〃 大字富田字飛地地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和48年1月16日から昭和48年12月31日まで

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 県道千葉竜ヶ崎線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

竜ヶ崎市長沖町字柳下地内

〃 須藤堀町字榎堀, 字落及び字新田後地内

〃 長沖新田町字前畑及び字境塚地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和48年1月16日から昭和48年5月31日まで

●土地区画整理事業の換地処分

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により日立都市計画大森地区土地区画整理事業において換地処分をした旨の届出が日立市長からあつたので, 同条第4項の規定により公告する。

昭和48年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

●都市計画の図書の縦覧

古河総和都市計画ごみ焼却場(古河市ごみ焼却場)の決定に伴い, 古河市長から, 当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので, 都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により, 当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和48年1月16日

茨城県知事 岩 上 二 郎

縦覧場所 茨 城 県 庁

◎ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ◎

# ＝ 茨 城 県 報 ＝

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は，昭和47年4月1日から送料とも1ヵ月300円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 3 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所